

令和2年4月20日

会員の皆様へ

### 国の緊急事態宣言を受けての対応について(佐賀市シルバー人材センター)

4月17日に発出された国の緊急事態宣言や佐賀県・佐賀市の緊急事態措置を受けて、佐賀市シルバー人材センターも国、県、市の対応方針に基づき運営を図ってまいります。  
当面の対応は下記のとおりです。

#### 記

##### 1. 当面の対応期間

令和2年4月20日(月)から令和2年5月6日(水)まで  
以後も国県市の対応方針に従って、期間延長を行います。

##### 2. 中止または延期の行事

理事会、入会説明会、出前入会説明会、各種講習会、趣味のサークル活動等

##### 3. 就業関係

現在の国の緊急事態宣言や県、市の緊急事態措置の中では、シルバー事業を含む特定の業種や地域に対する営業中止や自粛の要請等は発令されていませんし、職場への出勤は、外出自粛の要請の対象とされていません。

したがって、先にお知らせした下記の注意事項を遵守した上で、**今まで通りの就業とします。(新規受注はしません。)**

なお、就業において次の点を必ず留意いただくことをお願いします。

- ①持病等のために就業に不安のある会員の方は、センター事務所までご相談ください。
- ②お客様より就業の停止または延期の申し出があった場合は、就業を停止ください。

##### 4. 体調管理

- ・マスク着用の徹底、手洗いの励行、起床時・就寝時の体温計測
- ・自覚症状がある場合は下記まで連絡してください。

「帰国者・接触者相談センター」電話：0952-30-3622)

##### 5. 協力要請

###### ①外出の更なる自粛

不要不急の外出は避けてください。「三つの密」(密閉・密集・密接)の恐れがあるイベント等への参加は自粛ください。

###### ②冷静かつ適切な対応

憶測やデマなどに惑わされないよう冷静な対応をお願いします。

佐賀市シルバー人材センター  
理事長 山口 雅久